

令和4年度最低賃金審議会第3回専門部会における使用者側の見解

○最低賃金引き上げに関する商工団体等へのヒアリング結果について

- ・ コロナ禍や原材料高で経営状況は厳しいが、人手不足や物価高の中にある従業員の生活を考え、出来るところは賃上げを行った、或いは賃上げ幅を上げた。
- ・ そうした事業所も余裕があるわけではなく、経営努力を積み重ねている。
- ・ 一方で、コロナ禍の長期化で売上げや傷んだ経営状況が回復していない事業者の他、値上げでお客様が離れてしまったり、価格競争力に勝る大手に仕事を奪われてしまうのではないかと不安を抱く事業者、タクシー事業者や長期契約で仕事を請け負う事業者のように自社の判断で値上げが出来ない事業者など、価格転嫁が進まないなどで、賃上げしたくてもその余裕が無いところも少なくない。
- ・ こうした事業所は特に経営基盤の弱い小規模や、特定の業種など、最低賃金近傍の雇用が多い事業所と重なることが多く、最低賃金引上げの影響を強く受ける。
- ・ 現況下では、そのような事業所にも一律に適用され、法的強制力を以て罰金まで課される最低賃金を大幅に引き上げることは避けるべきで、この度示された目安は受け入れることが出来ない。
- ・ 併せて、特に中小・小規模企業については、デジタル化などの生産性向上や価格転嫁に向けた支援の一層の充実・対策が求められるところ、最低賃金を引き上げるとなればなおさらそれを強く求めたい。